

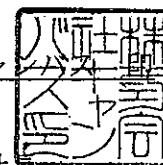
新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、
新規上場申請のための半期報告書
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

平成 21 年 8 月 13 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

会社名 株式会社キャ
代表者の
職 代表取締役社長



氏名(署名) 河邊 拓己



当社の代表取締役社長である河邊拓己は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下のとおりです。

1. 上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び上場申請のための四半期報告書の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認いたしました。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書を適正に作成するために、以下のとおり内部管理体制が構築さえ、機能していることを確認いたしました。
 - (1) 社内規程に基づき、業務分掌と所管部署が明確化されており、職務の分担や責任の所在を明確にしております。
 - (2) 毎月1回開催されている定期取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、各取締役より、業務遂行の状況の報告を受けるとともに、社内規程において取締役会決議事項に定められている事項について意思決定を行っております。
 - (3) 監査役会は、取締役会への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集を通じ、取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
 - (4) 内部監査室は、他の業務組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事情及び改善状況等について、その結果を経営者に報告する体制が構築されております。
 - (5) 会計監査人の監査において、新規上場のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。